

松野町障がい者福祉計画

障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

第6期障がい福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

第2期障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
愛媛県松野町

はじめに

松野町では、平成 27 年度から 6 年間で計画期間とする「松野町障害者福祉計画」を策定し、誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、障がい者福祉施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成 26 年に批准した障害者権利条約の理念を踏まえ、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について規定されました。また、平成 30 年 4 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の一部改正が施行され、障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会のための法整備も進んでいます。

これらの施策は、障がいのある人がライフステージごとに支援を受けながら、自らの意思決定により地域生活を営むことができる共生社会の実現を理念として進められています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活様式が大きく変化する中、障がいのある人の支援においても新しい生活様式を踏まえた、誰もが安心して日常生活を過ごせるような施策が求められています。

このような中で、新たに「松野町障がい者福祉計画」を策定し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等で貴重なご意見を賜りました町民の皆様、松野町地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、関係機関、団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

松野町長 坂本 浩

目 次

第1章 基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の基本的理念と方針	
第2章 障がい者を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 松野町の人口構造	
2 松野町の障がい者等の状況	
3 アンケート調査の結果	
4 障がい者施策に関する近年の動き	
第3章 松野町における障がい者施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1 住み慣れた地域で安心して暮らす・・・・・・・・	23
（1）地域生活の支援	
（2）保健・医療の充実	
2 自分らしく生き生きと暮らす・・・・・・・・	26
（1）子どもへの支援	
（2）雇用・就労、安定的な生活への支援	
3 地域でともに支え合う・・・・・・・・	29
（1）人にやさしいまちづくり	
（2）差別の解消及び権利擁護の推進	
第4章 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策 ・・・・・・・・	32
1 成果目標・・・・・・・・	32
（1）施設入所者の地域生活への移行	
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
（4）福祉施設から一般就労への移行等	
（5）障害児支援の提供体制の整備等	
（6）相談支援体制の充実・強化等	
（7）障害福祉サービス等の質の向上を図るやめの取組に係る体制の構築	
2 障害福祉サービス及び障がい児通所サービスの必要見込量と サービス提供体制の確保の方策・・・・・・・・	37
3 地域生活支援事業の必要見込量・・・・・・・・	44

第5章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

1 計画の達成状況の点検及び評価

資料編

- 松野町地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・49
- 松野町地域自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・51
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

※「障害」の表記について

可能な限りひらがなで表記または他の言葉に置き換えて表記しています。ただし、法令や条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設等の固有名詞については漢字表記としています。このため、本計画においては、「がい」と「害」が混在する表記となっています。

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支えあいながら暮らすことができる「共生社会」の実現に向けて、障がい者福祉施策の推進が図られてきました。

平成 25 年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、平成 30 年4月に障害者総合支援法と児童福祉法の一部が改正され、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充がなされました。

本町では、地域のつながりを大切に、誰もが住みなれた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、保健・医療・福祉が連携し、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。また、障がいのある人の増加や、障がい種別の多様化、ニーズ、サービス利用実績等を踏まえ、障害福祉サービス等の確実な提供と質の向上に取り組んできたところです。

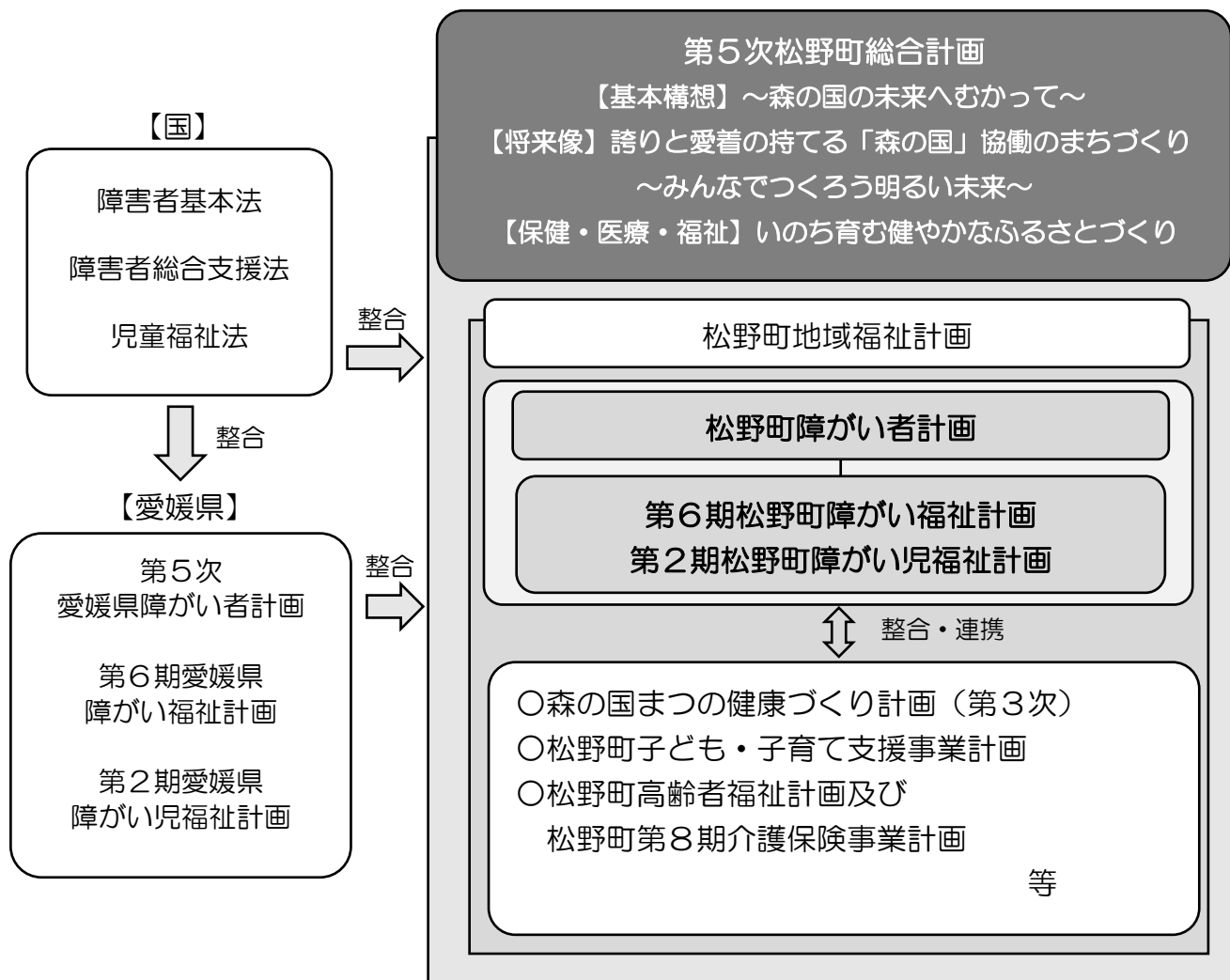
今回の計画は、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応し、障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、新たに第6期松野町障がい福祉計画・第2期松野町障がい児福祉計画を策定するとともに、松野町障がい者計画の見直しを行い、松野町障がい者福祉計画として一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、町における障がい者児施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名称	松野町障がい者計画	第6期松野町障がい福祉計画	第2期松野町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
計画内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める 中長期の計画	障害福祉サービス、 地域生活支援事業の 見込み量と提供体制を 確保するための計画	児童福祉法に基づく サービスの見込み量と 提供体制を確保する ための計画
計画期間	6年間	3年間	3年間

「松野町総合計画」及び「松野町地域福祉計画」を上位計画として、「森の国まつりの健康づくり計画（第3次）」、「松野町高齢者福祉計画及び松野町第8期介護保険事業計画」、「松野町子ども・子育て支援事業計画」などの福祉関連計画との整合性を図り、一体的かつ効果的に推進します。



3 計画の期間

松野町障がい者福祉計画の計画期間は、「障がい者計画」については、令和3年度から令和8年度までの6年間、「障がい福祉計画（第6期）」及び「障がい児福祉計画（第2期）」については、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8
松野町障がい者計画	平成27年度～令和2年度				令和3年度～令和8年度					
松野町障がい福祉計画	第5期計画				第6期計画			---		
松野町障がい児福祉計画	第1期計画				第2期計画			---		

4 計画の基本理念と方針

(1) 基本理念

松野町におけるまちづくりの指針となる「第5次松野町総合計画」においては、「誇りと愛着の持てる『森の国』協働のまちづくり」が将来像として掲げられています。そして、保健・医療・福祉分野では、「いのち育む健やかなふるさとづくり」を基本目標としています。

松野町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となるさまざまな支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

本計画は、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加への支援や安全安心の取組等、幅広い施策に取り組みます。

誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、以下を基本理念とします。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

(2) 基本方針

本計画の基本理念に基づき、基本方針を定め、本計画期間中における障がい者施策を推進し、「共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

① 住み慣れた地域で安心して暮らす

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、相談支援体制や障害福祉サービスの充実、適切な時期に専門的な療育が受けられることが必要です。また、障がいの早期発見や適切な医療・リハビリテーション、精神保健福祉等、保健・医療の充実も必要です。

住み慣れた地域で必要なサービスや適切な医療等の支援が受けられるように取り組めます。

② 自分らしく生き生きと暮らす

住み慣れた地域で、生き生きとした暮らしを実現するためには、障がいの有無に関わらず、一人一人の個性が尊重され、地域とともに学び育つことが重要です。身近な地域でライフステージに応じた教育が受けられること、学校教育の充実に取り組めます。

また、障がいのある人が生き生きと働くことは、経済的自立、就労を通じた自己実現、孤立の回避、生きがいつくりにつながります。障がいのある人の就労支援、安定的な生活への支援に取り組めます。

③ 地域でともに支え合う

障がいのある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、施設・情報のバリアフリー化、防災・防犯面での配慮などが必要です。

また、相互に人格と個性を尊重し、共に支えあいながら暮らすことができる「共生社会」を実現するためには、障がいに対する正しい理解、障がいを理由とする差別の解消などが必要です。

ハード面、ソフト面でのバリアフリー化を進め、誰もが理解し合い支え合う地域を目指します。

第2章 障がい者を取り巻く状況

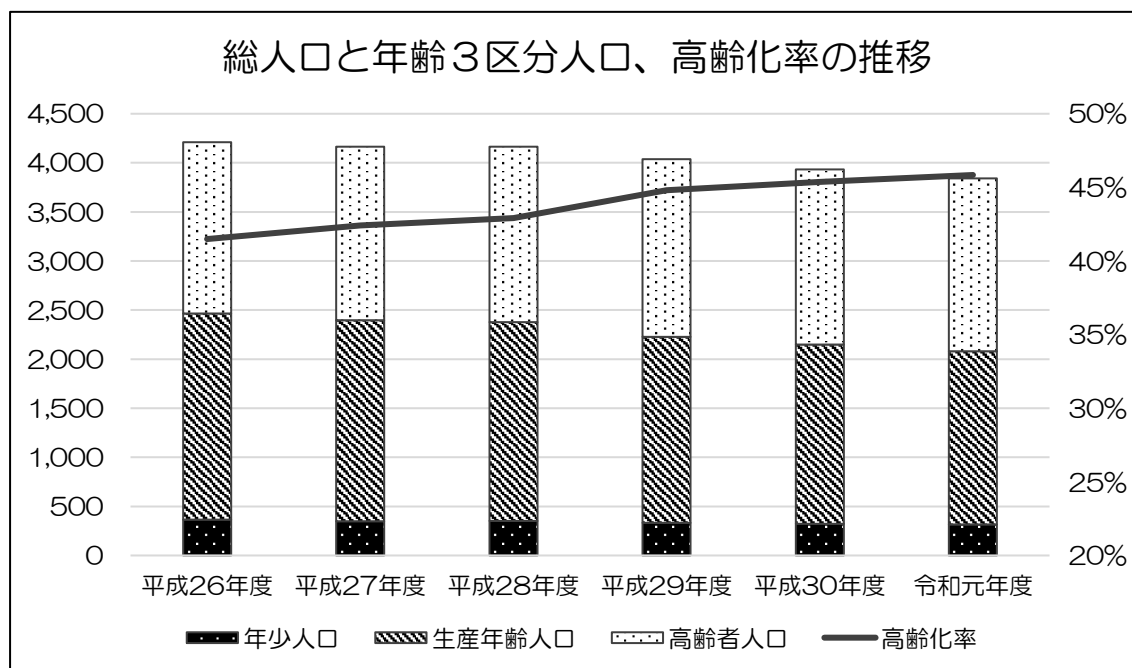
1 松野町の人口構造

本町の人口は、令和2年3月末日現在で3,842人となっており、減少傾向が続いています。

総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、令和2年3月末日で45.84%となっており、平成28年度の42.91%から増加し、高齢化が進んでいます。

総人口と年齢3区分人口、高齢化率の推移（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
年少人口 (0～14歳)	364	350	352	334	323	315
生産年齢人口 (15～64歳)	1,466	2,047	2,026	1,894	1,825	1,766
高齢者人口 (65歳以上)	1,747	1,766	1,787	1,809	1,784	1,761
総人口	4,211	4,163	4,165	4,037	3,932	3,842
高齢化率	41.5%	42.4%	42.9%	44.8%	45.4%	45.8%



【資料】松野町住民基本台帳（各年度3月末日現在）

2 松野町の障がい者等の状況

(1) 障がい者手帳所持者数

松野町内の障がい者手帳所持者数は、近年は減少傾向にありますが、総人口に対する障がい者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。

身体障害者手帳、療育手帳の所持者数は減少がみられますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

障がい者手帳所持者数の推移（単位：人）

	H25	H28	R元
身体障害者手帳	254	271	239
療育手帳	74	94	93
精神障害者保健福祉手帳	18	28	36
障がい者手帳所持者合計	346	393	368
人口比	8.0%	9.4%	9.6%

（各年度3月末日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者は239人で、年代区分別及び障がい種別の所持者数は、以下のとおりとなっています。

1級、2級の重度障がいのある人が全体の57.5%で、半数以上を占めており、また、年代区分別にみても65歳以上が全体の76.2%であり、身体障がいの重度化、高齢化がみられます。

身体障害者手帳所持者 年代区分別内訳

	人数（人）	割合
0～17歳	1	0.4%
18～64歳	56	23.4%
65歳以上	182	76.2%
合計	239	100%

（令和2年3月末日現在）

身体障害者手帳所持者 障がい種別・等級別内訳（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	7	15	0	0	5	1	28
聴覚又は 平衡機能障害	0	7	4	8	0	3	22
音声機能、 言語機能又は そしゃく機能障害	0	0	8	3	0	0	11
肢体不自由	31	37	14	28	12	2	124
内部障がい	52	0	8	14	0	0	74
合計	90	59	34	53	17	6	259

※障がい重複する場合があるため、実所持者数とは一致しません。
（令和2年3月末日現在）

（3）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は 93 人で、等級別及び年齢区分別の所持者数は以下のとおりとなっています。

療育手帳所持者 等級別・年齢別内訳（単位：人）

	A	B	合計
0～17歳	3	6	9
18～64歳	21	40	61
65歳以上	9	14	23
合計	33	60	93

（令和2年3月末日現在）

(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は 36 人で、等級別及び年齢区分別の所持者数は以下のとおりとなっています。

全体的に増加していますが、特に2級、3級は、平成 25 年と比べて 2.2 倍と大きく増加しています。

自立支援医療（精神通院）公費負担利用者は 85 人となっており、平成 25 年と比べて 1.1 倍となっています。

精神障害者保健福祉手帳 等級別・年齢別内訳（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
0～17歳	0	0	0	0
18～64歳	1	19	6	26
65歳以上	3	7	0	10
合計	4	26	6	36

（令和2年3月末日現在）

(5) 発達障がいのある人の状況

発達障がいは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）とされています。

発達障がいのある人の人数を把握することは困難ですが、平成 24 年に文部科学省が公表した調査結果によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいの可能性がある児童生徒の割合は 6.5%と推定されています。また、平成 28 年に厚生労働省が実施した「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害者・児等実態調査）」によると、「医師から発達障がいと診断された者の数（推計値）」は 48 万 1 千人とされており、平成 23 年の調査時は 31 万 8 千人であったことから、増加傾向がみてとれます。

このことから、本町においても、医師から発達障がいと診断される人、または生活において困難さを抱える人は増加することが予想されます。

(6) 難病患者の状況

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、障がい者及び障がい児の定義に難病患者等が追加され、障害福祉サービス等の利用が可能となりました。その後、対象となる疾病の範囲は拡大されており、令和元年 7 月 1 日より 361 疾病が対象となっています。

3 アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

計画の策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

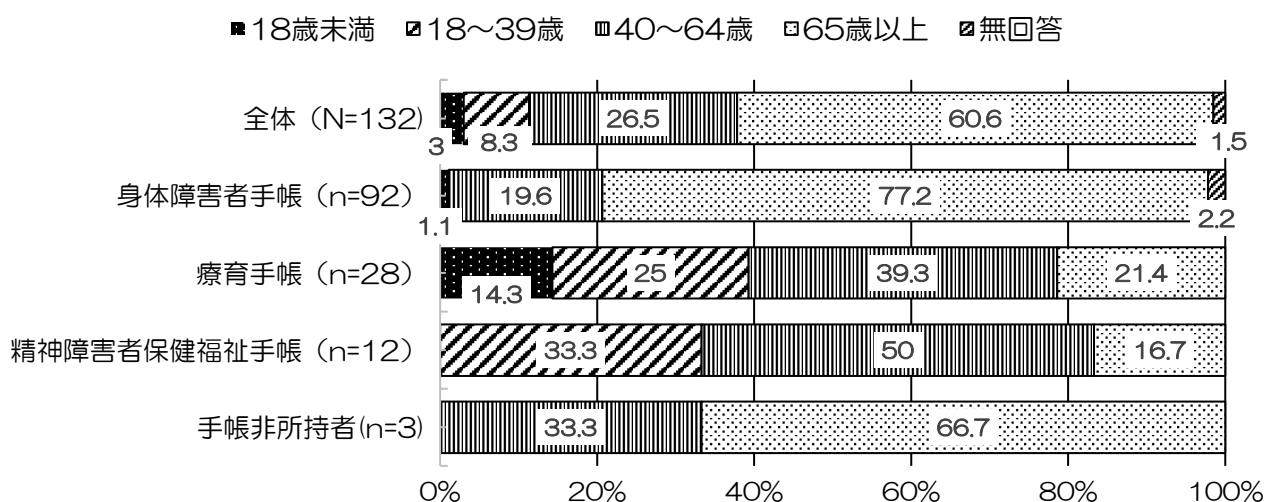
- 【調査対象】 令和2年6月1日現在で松野町在住もしくは松野町が支援を行っている障がい者手帳所持者及び障害福祉サービスの利用者
- 【調査方法】 郵送配布
- 【調査期間】 令和2年7月～9月
- 【回収結果】 配布数：249件 有効回収数：132件 有効回収率53.0%

(2) 主な調査結果

【調査結果の留意点】

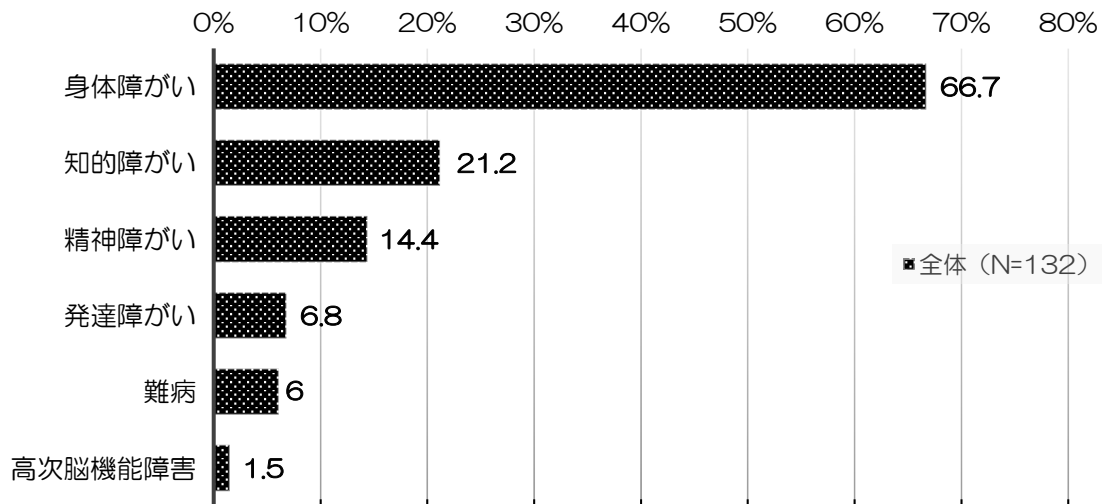
- ・グラフは、原則として回答者の割合で示しています。
- ・図表に示すNは、比率算出上の基数（標本数）で、全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記しています。
- ・集計は小数点以下第2位を四捨五入しており、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- ・所持手帳別の集計においては、重複して手帳を所持する人がいるため、全体数と所持手帳別の合計数が一致していません。
- ・調査結果は抜粋のため、設問の表現を一部変更しています。

1 障がいのある人の年齢（令和2年6月1日現在）



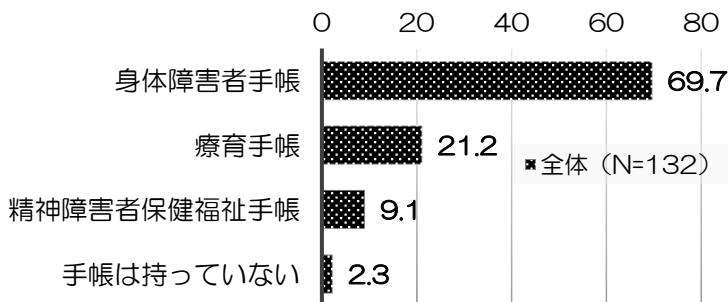
2 障がいの種類

あなた（本人）の障がいについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

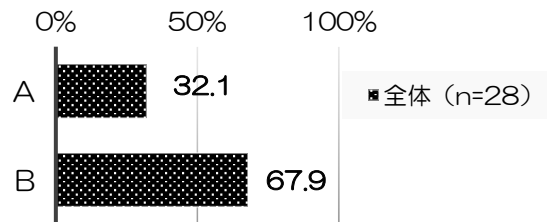


3 障がい者手帳の種類

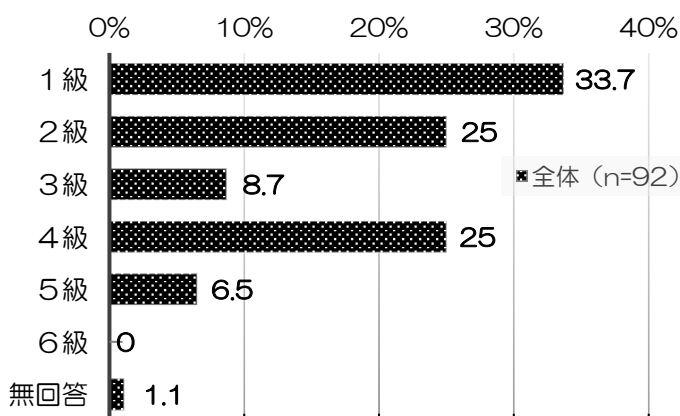
あなた（本人）が障がい者手帳をお持ちの時は、あてはまるものすべてに○をつけてください。



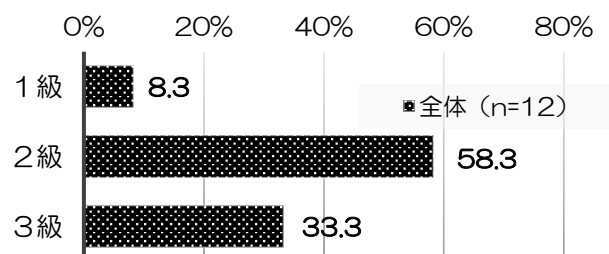
療育手帳の種類



身体障害者手帳の種類

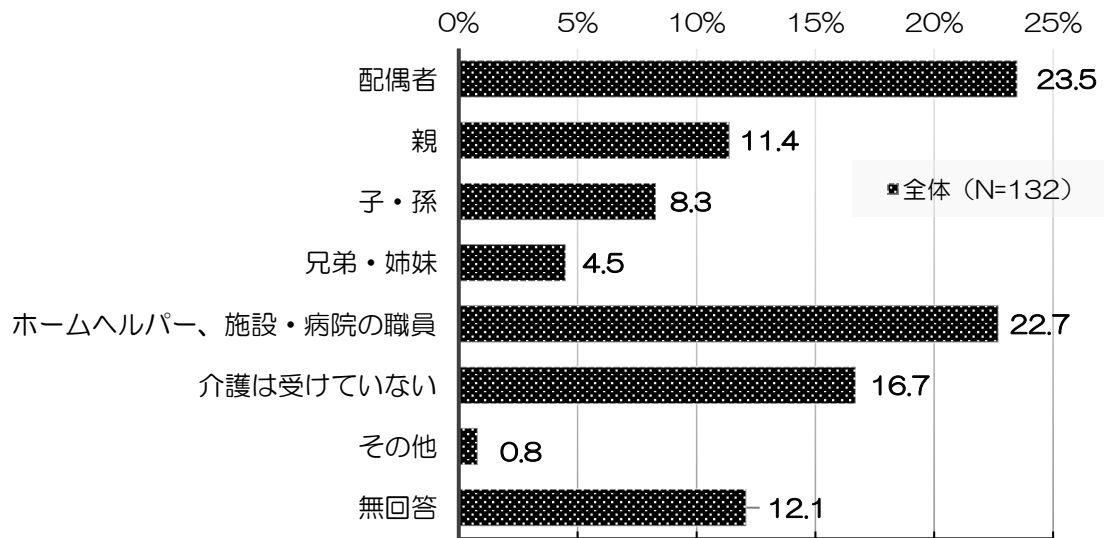


精神障害者保健福祉手帳の種類



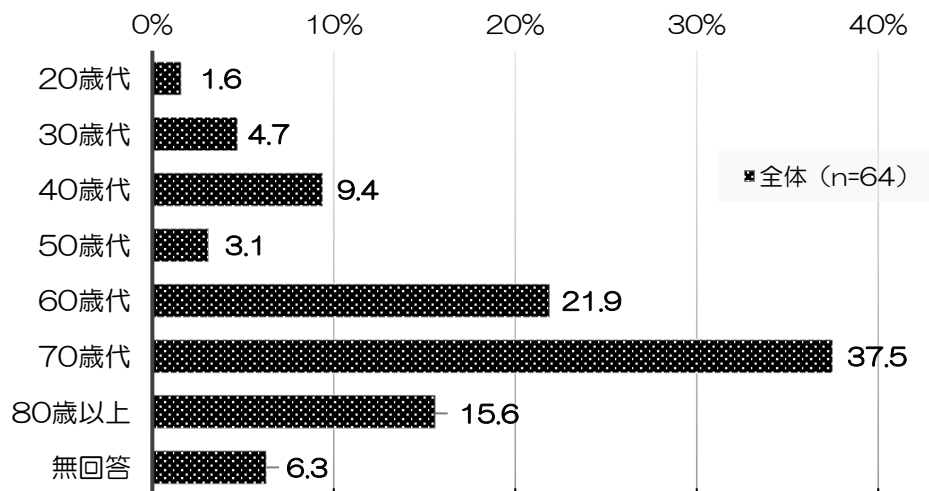
4 主な介護者

あなた（本人）は、主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。主な方一人に○をつけてください。



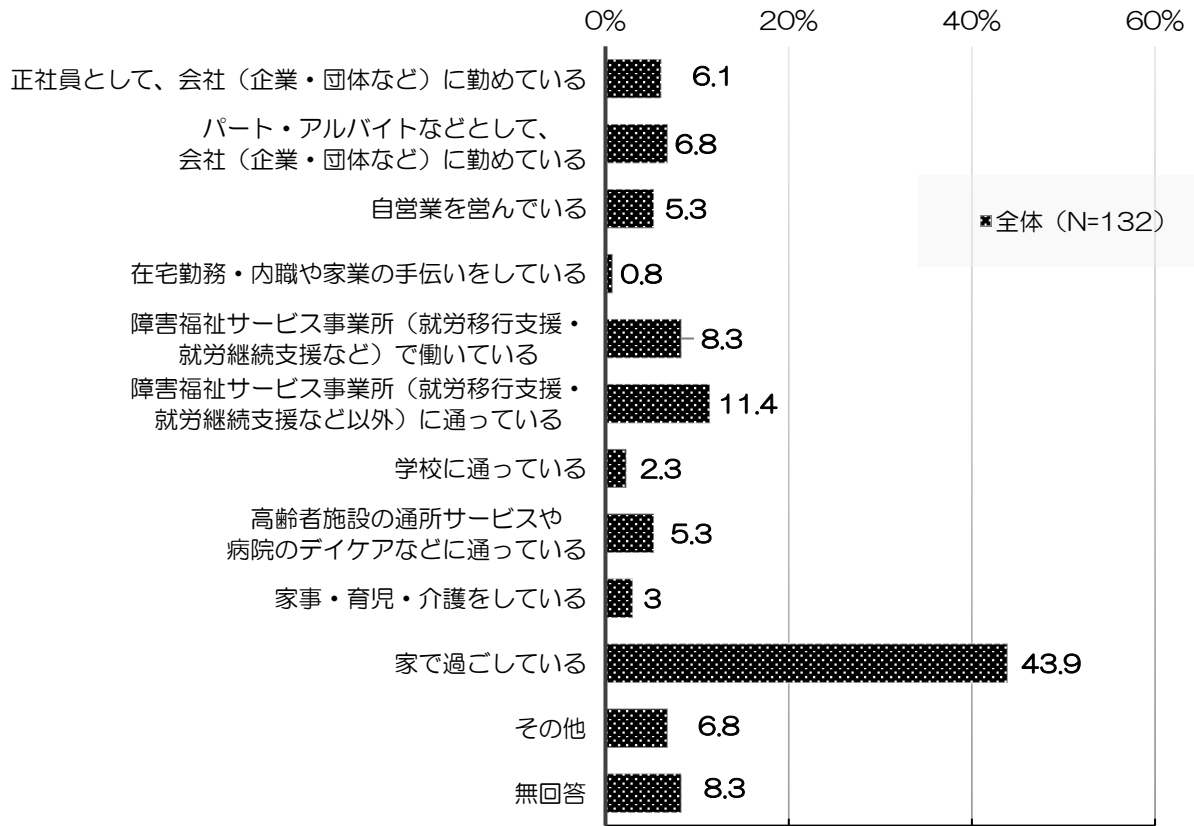
【配偶者、親、子・孫、兄弟・姉妹、その他と答えた方】

その方の年代（令和2年6月1日現在）について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



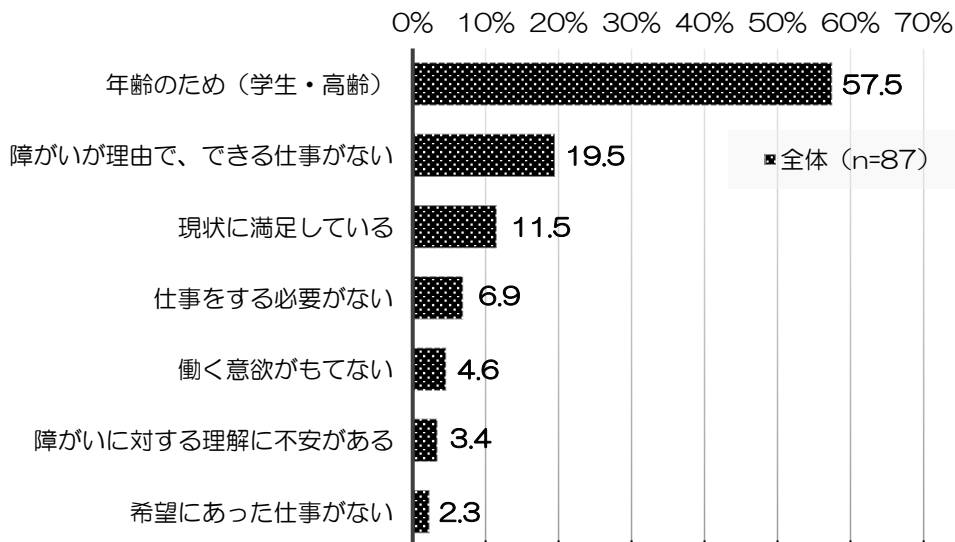
5 就労について

あなた（本人）は、日中の生活をどのように過ごされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

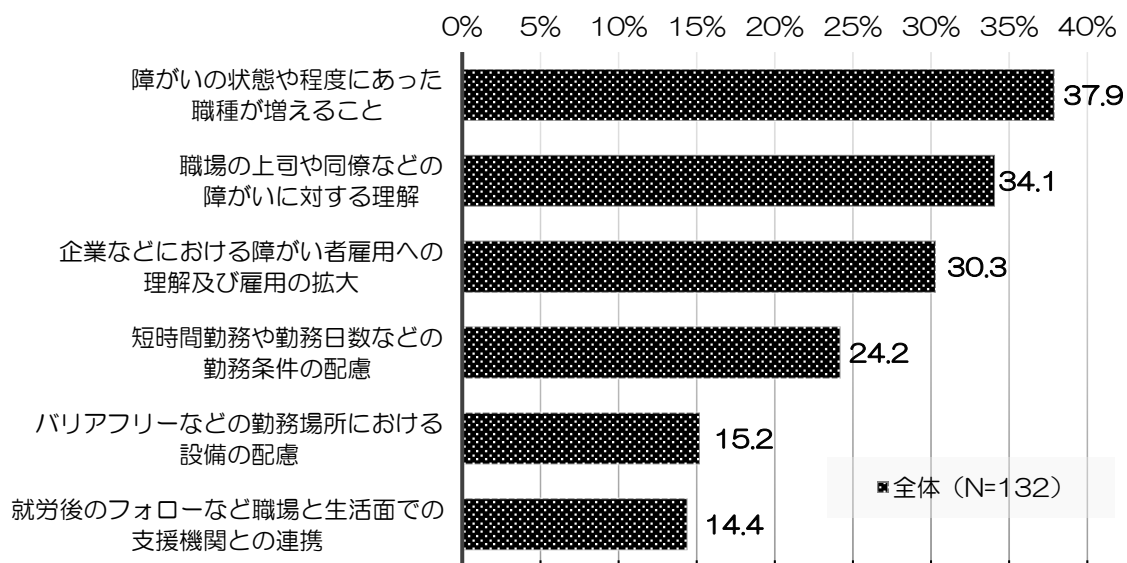


【障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援など以外）、学校、高齢者支援施設の通所サービスや病院のデイケア、家事・育児・介護、家で過ごすと答えた方】

あなた（本人）が仕事をしていないのはどのような理由によりますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（上位項目抜粋）

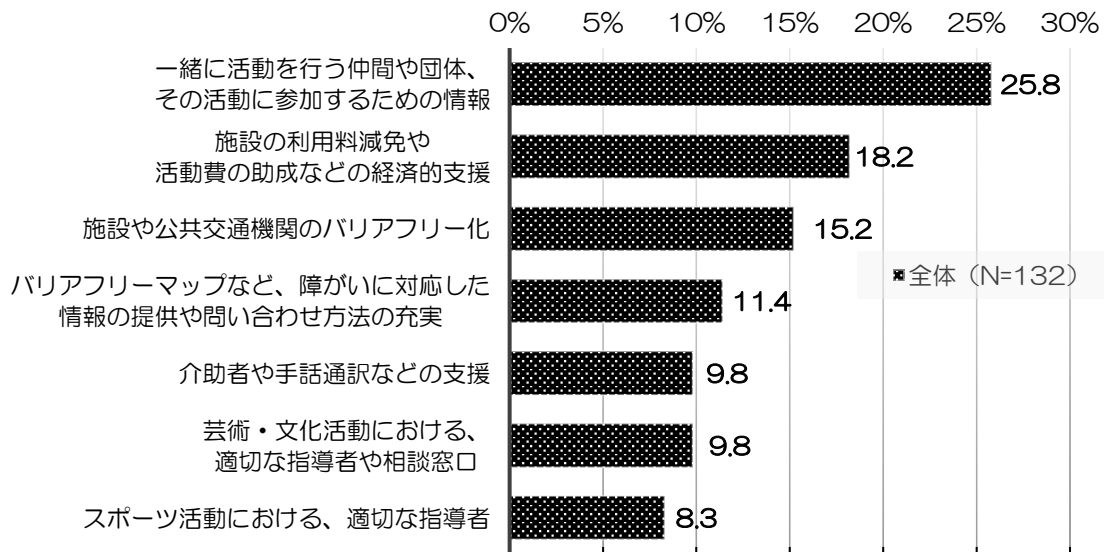


あなた（お答えくださる方）は、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。（上位項目抜粋）

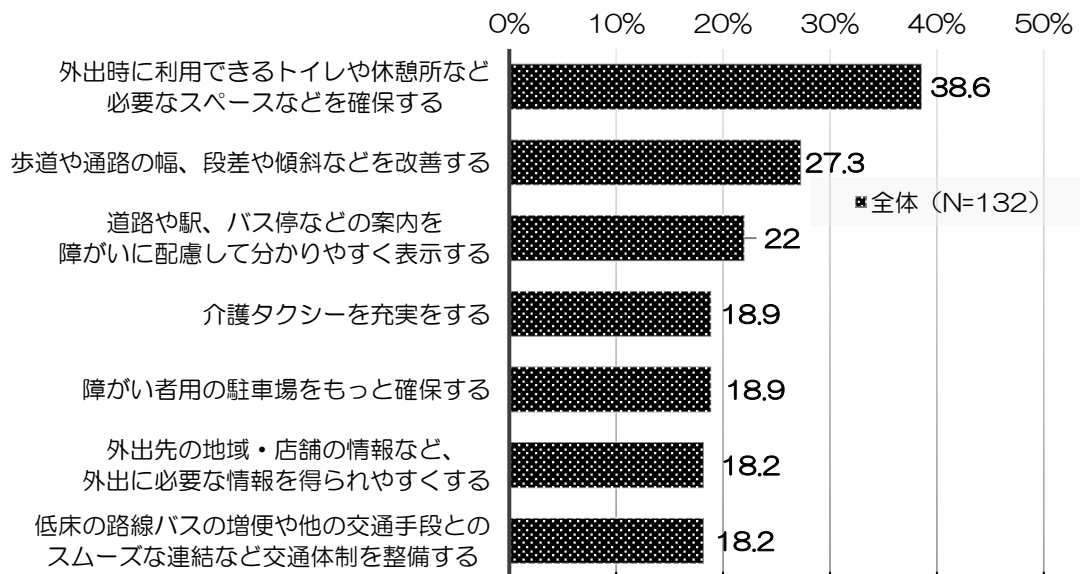


6 社会参加等に必要な支援

あなた（本人）は、どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか。特にあてはまるものに3つまで○をつけてください。（上位項目抜粋）

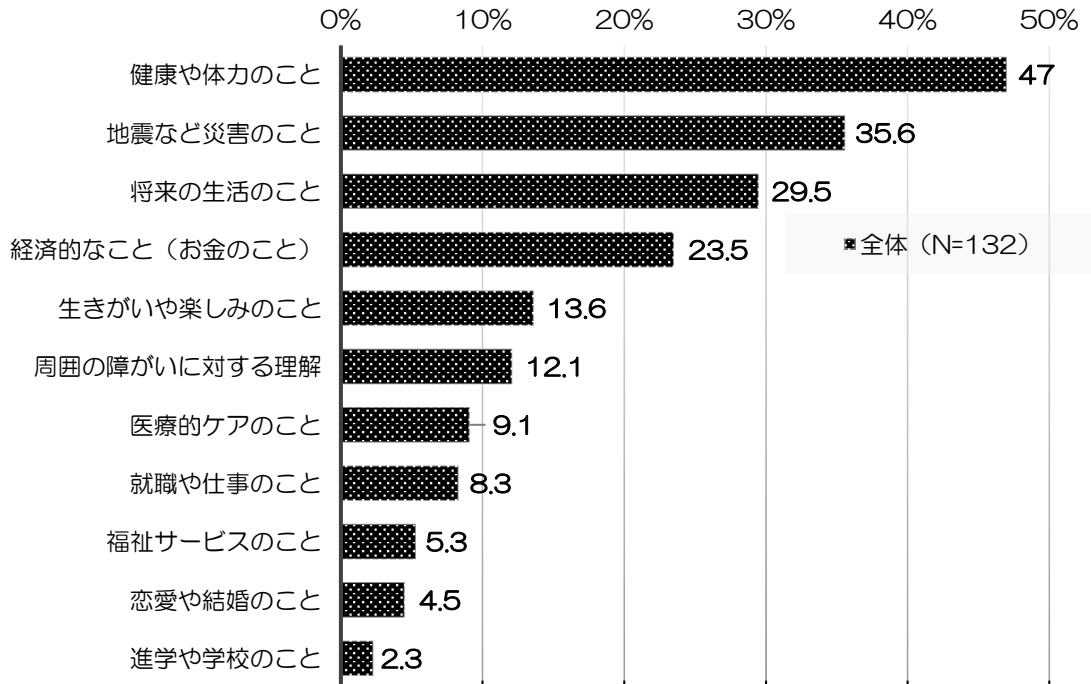


あなた（お答えくださる方）は、障がいのある人ご本人が外出する時に、街中の施設などをどのようにすれば外出しやすくなると思いますか。特に必要だと思うもの3つまで○をつけてください。（上位項目抜粋）

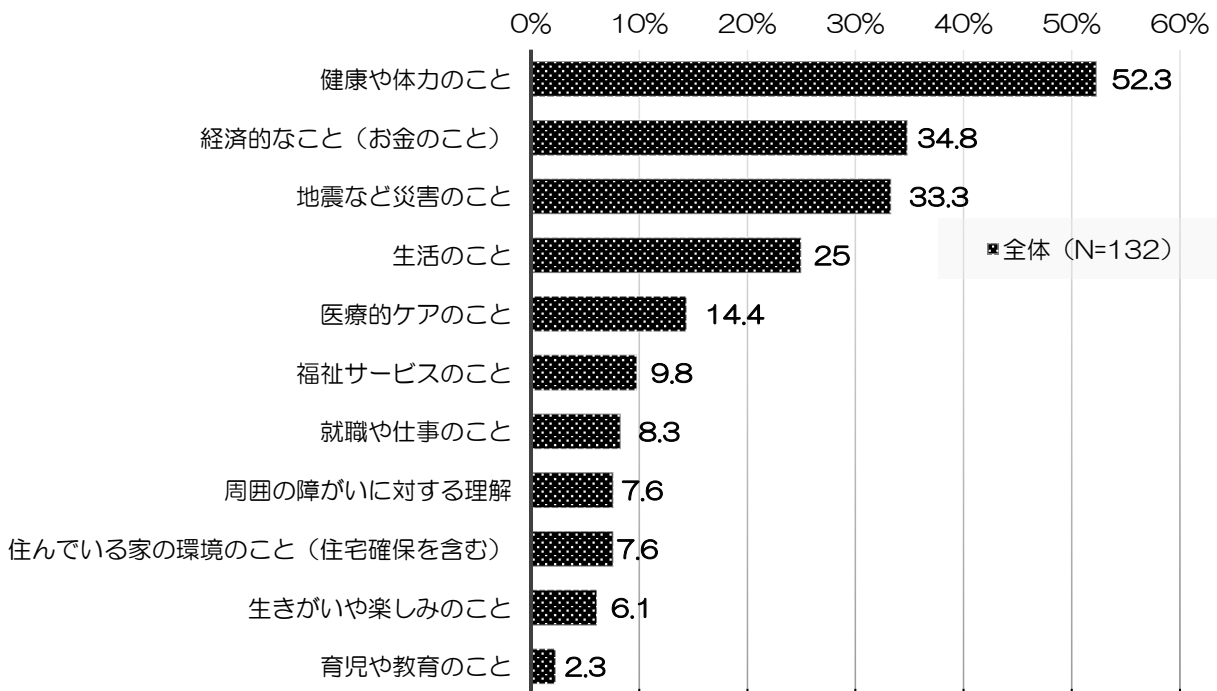


7 悩み事、困り事について

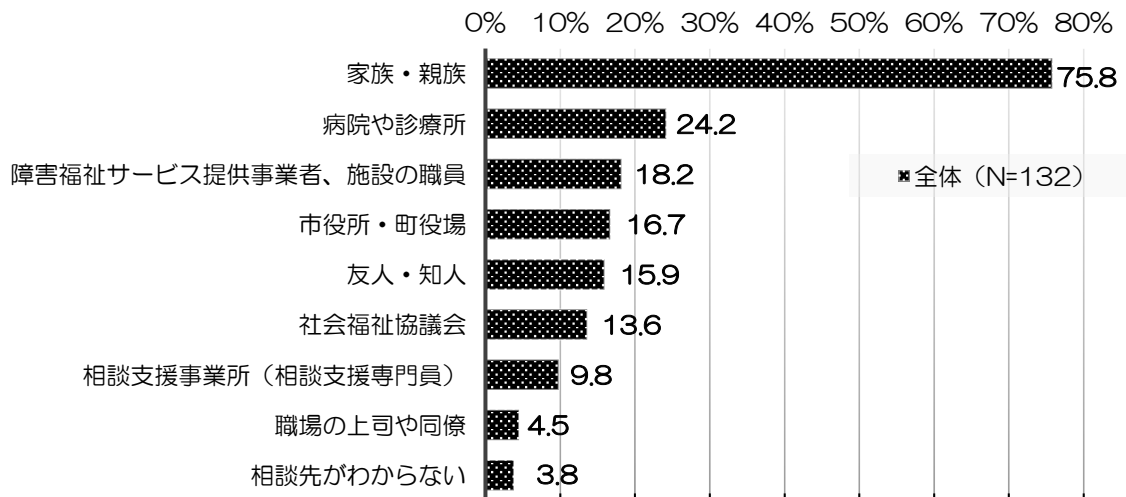
あなた（お答えくださる方）の現在の悩み事は何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。（上位項目抜粋）



あなた（お答えくださる方）の将来について、不安に思うことは何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。（上位項目抜粋）

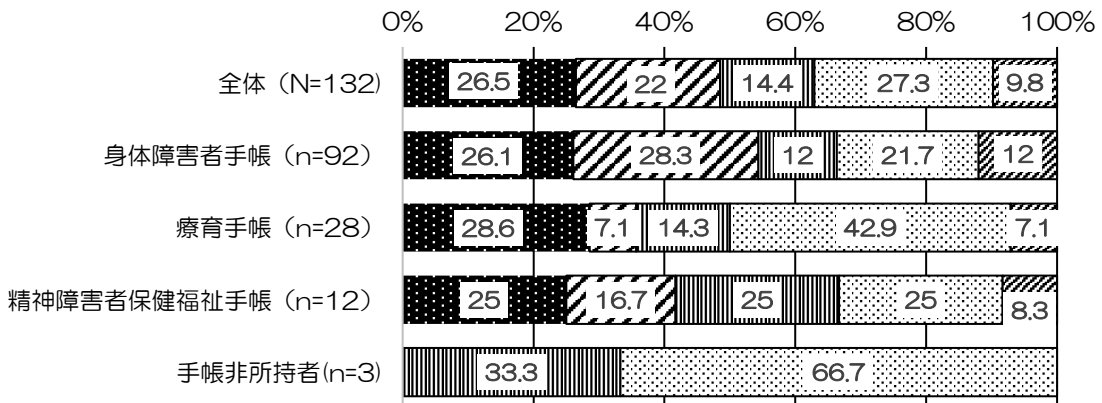


あなた（お答えくださる方）は、困り事がある時、誰（どこ）に相談していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（上位項目抜粋）

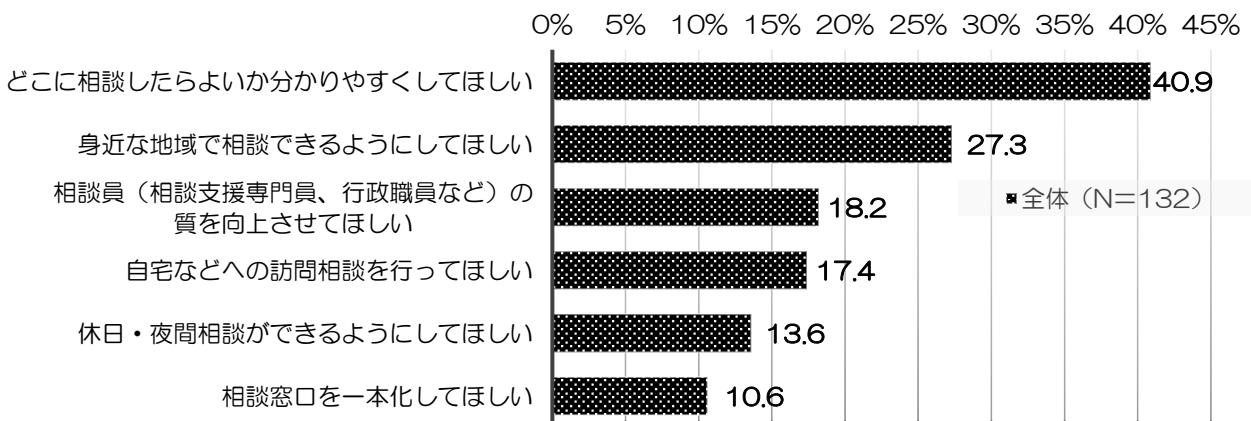


福祉や生活に関する相談支援体制は、現在のあなたにとって十分ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 現在の体制で十分
- 現在の体制では不十分
- ▨無回答
- ▨ほぼ十分だが、さらに充実させてほしい
- ▨わからない

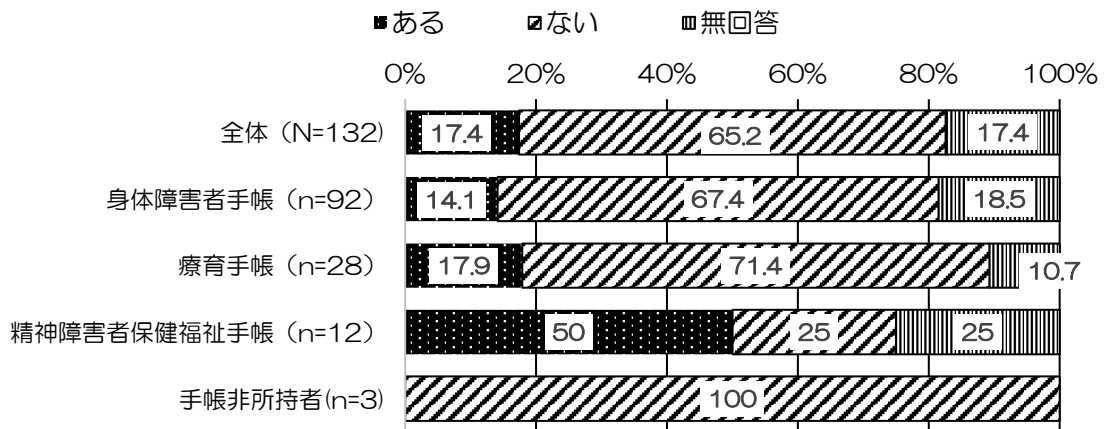


今後の福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。特に希望するものに3つまで○をつけてください。（上位項目抜粋）



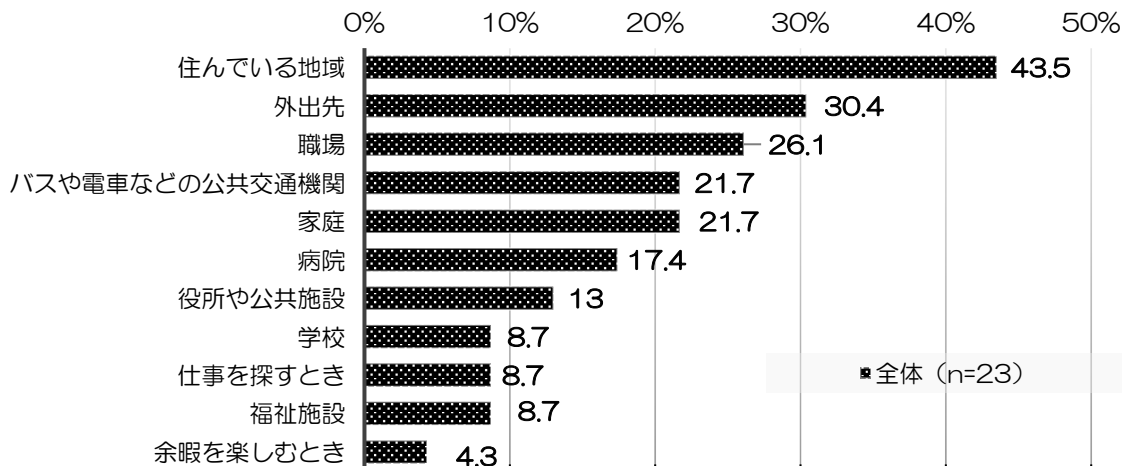
8 権利擁護について

あなた（本人）は、日頃の生活の中で、障がいがあることで、差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

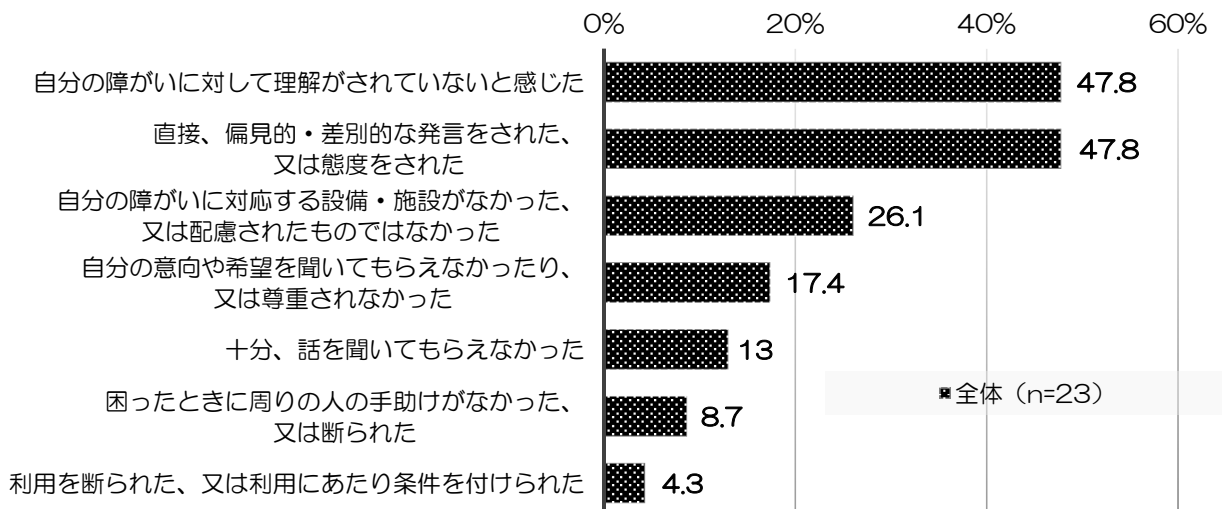


【あると答えた方】

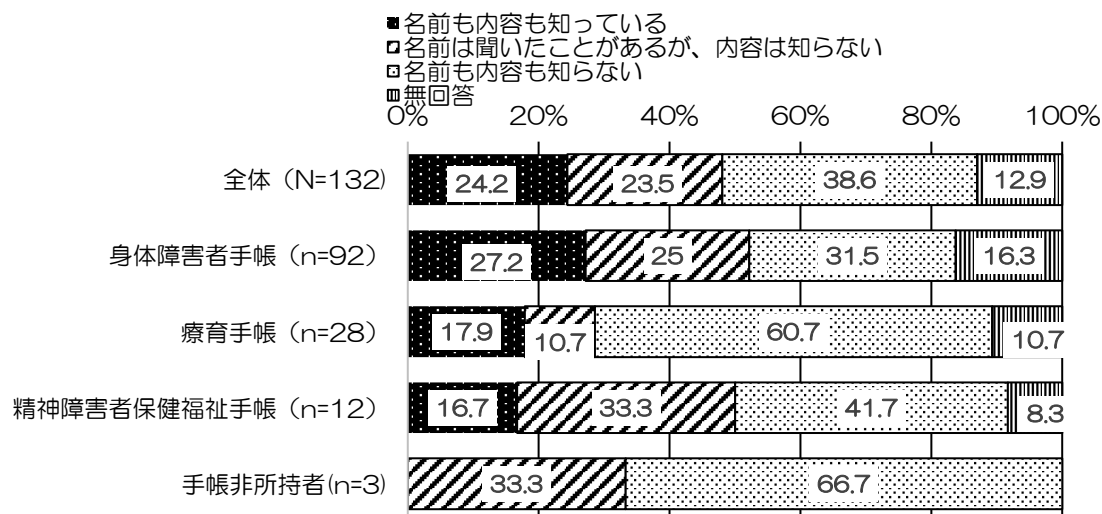
それはどのような場所などで感じましたか。主なものに3つまで○を付けてください。



それは、どのような時に感じましたか。主なものに3つまで○をつけてください。

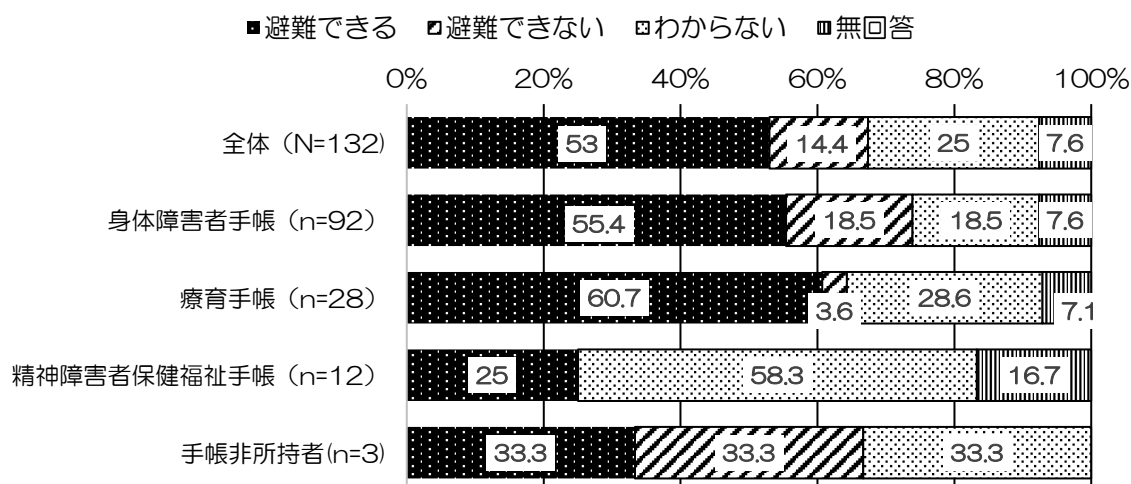


成年後見制度についてご存じですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

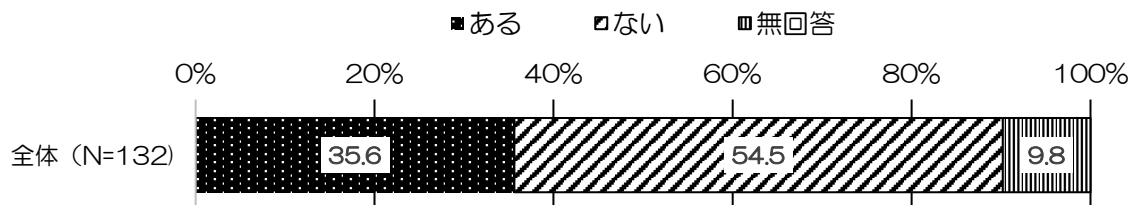


9 災害対策・消費者被害について

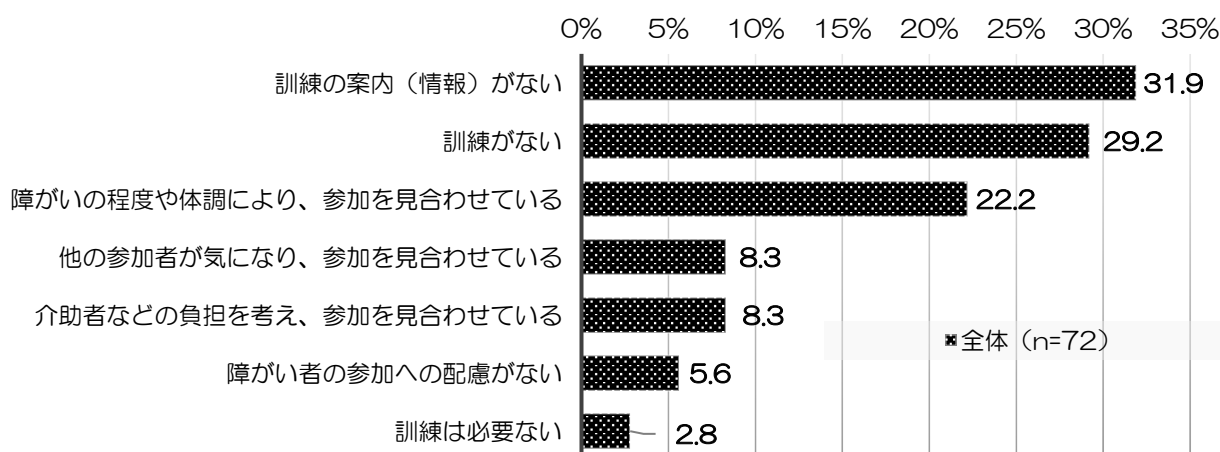
地震や豪雨、台風などの災害時に、あなた（本人）は、一人又は支援を受けながら、安全に避難できる環境にありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



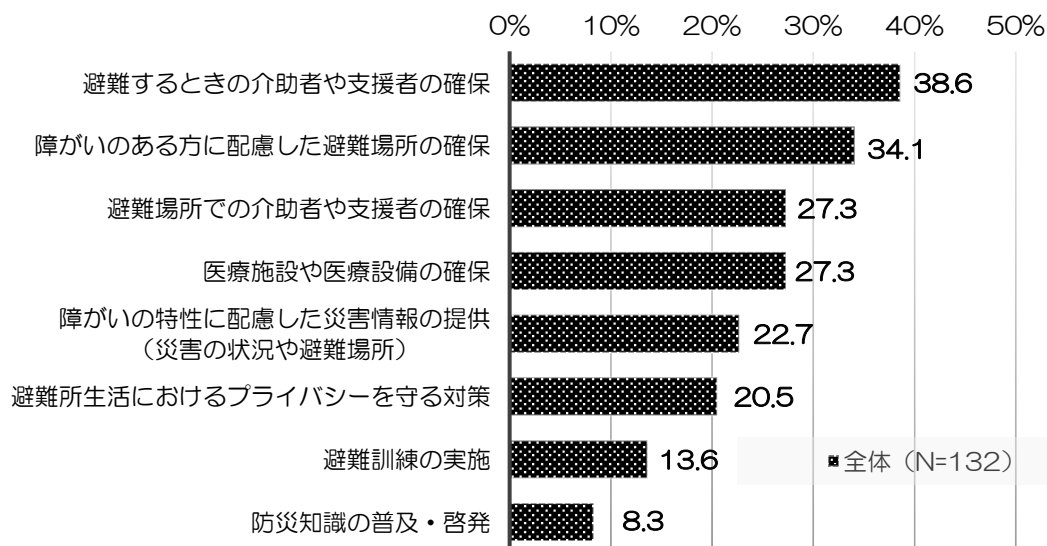
あなた（本人）は、これまで地域の避難訓練に参加したことがありますか。どちらかに○をつけてください。



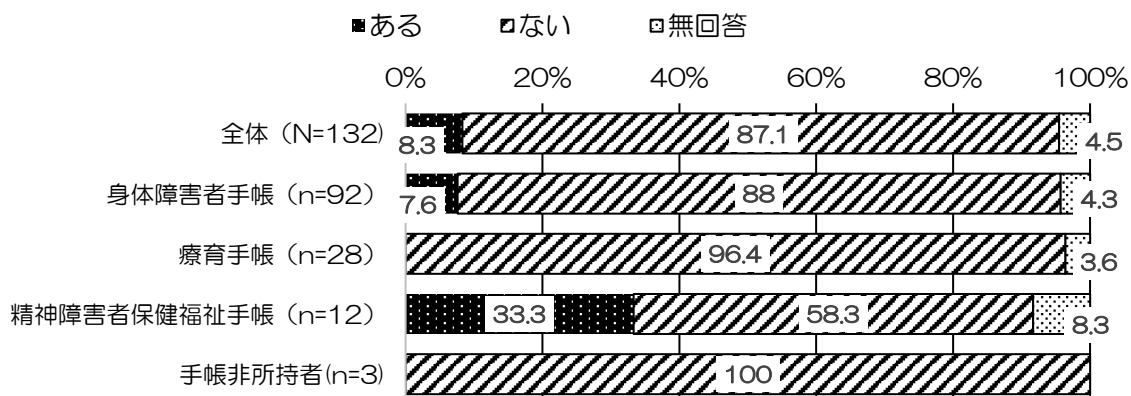
訓練に参加したことがない理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。
 (上位項目抜粋)



地震や豪雨、台風などの災害時に備えて必要な対策は、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。(上位項目抜粋)

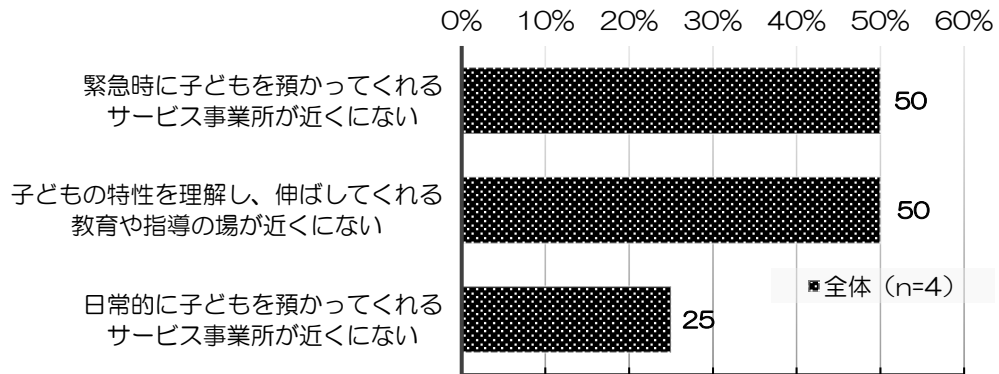


あなた(本人)は、これまでに悪質(悪徳)商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

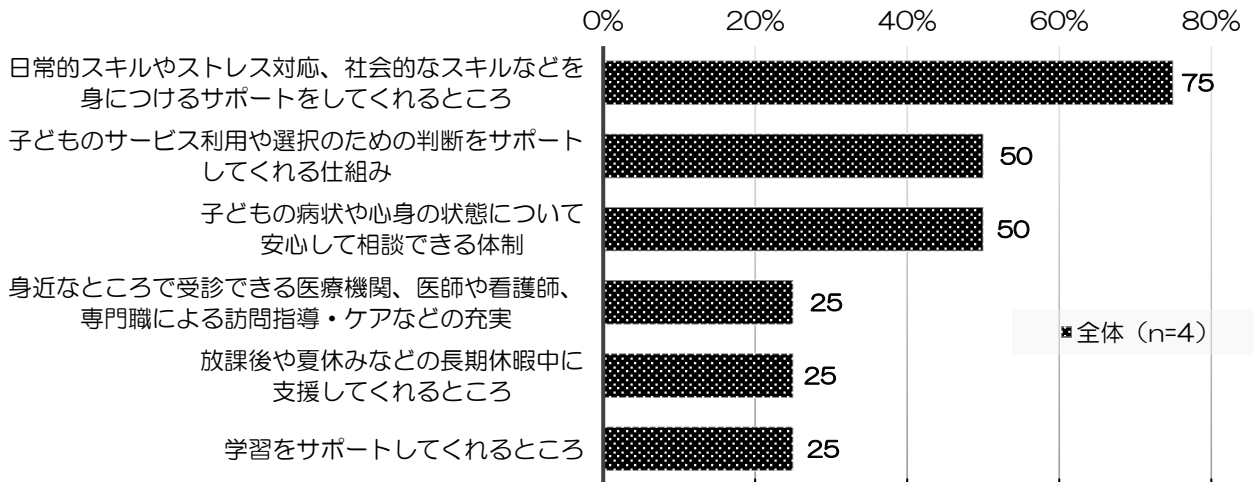


10 療育・保育・教育について

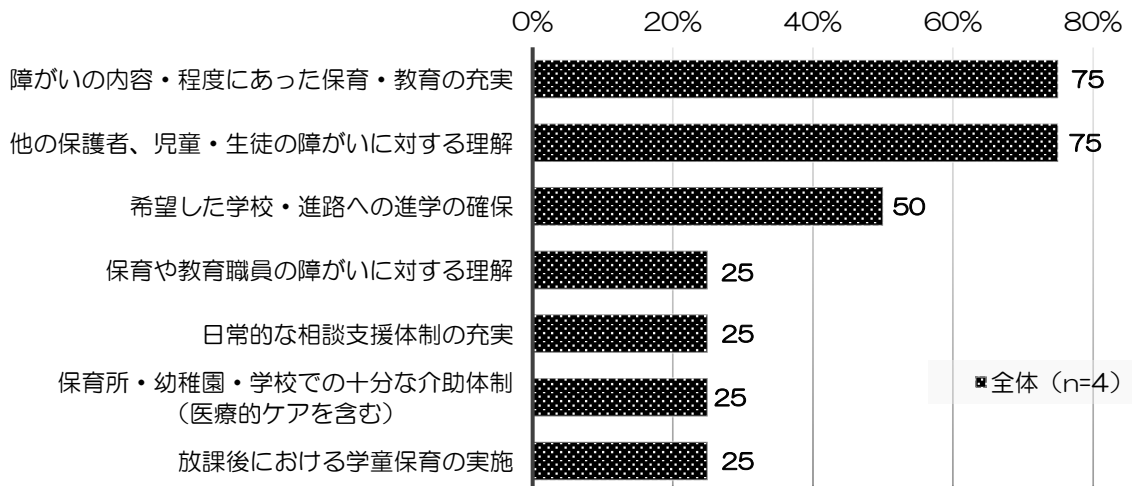
お子さんを育てる上で、困難であると感じることはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービスは何ですか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



お子さんの保育・教育環境について、今後希望することは何ですか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



4 障がい者施策に関する近年の動き

国においては、国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に平成 19 年 9 月に署名したことから、その条約締結に向け、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、障がいのある人のためのさまざまな制度改正が行われました。

これら国内制度の改正がなされたことから、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的な取組やサービスの拡充が進められてきました。

近年の法改正等の主な流れ

○障害者権利条約の批准【平成 26 年 1 月】

○障害者総合支援法の施行【平成 26 年 4 月】

- ・ 応能負担の明確化
- ・ 障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
- ・ 相談支援の充実
- ・ 障がい児支援の強化など

○難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行【平成 27 年 1 月】

- ・ 指定難病に対する医療費の助成
- ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進

○障害者差別解消法の施行【平成 28 年 4 月】

- ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の不提供の禁止

○発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行【平成 28 年 8 月】

- ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
- ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正【平成 30 年 4 月】

- ・ 地域生活への支援
- ・ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やか対応
- ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行【令和 2 年 4 月】

- ・ 障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設
- ・ 障害者雇用率の算定対象の確認方法を明確化

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正【令和 2 年 5 月】

- ・ 公共交通事業等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進
- ・ 「心のバリアフリー」の推進に関する事項の追加

第3章 松野町における障がい者施策

《施策の体系》

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり



1 住み慣れた地域で安心して暮らす

(1) 地域生活の支援

【現状と課題】

住み慣れた地域で、自立した生活を営むためには、一人一人の状態や状況に合った適切な支援が必要です。松野町では、障がいのある人の生活支援として、相談支援体制と福祉サービスの提供の充実を図るとともに、福祉的就労や日中活動の支援に努めてきました。

今後は、病院や施設から地域生活への移行を進めていくためにも、重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な人が安心して利用できるサービスの充実に努める必要があります。

また、高齢化の進行とともに、近年では障がいの重度化・重複化が進んでいます。特に、保護者（親や祖父母、兄弟、配偶者などの身内で障がいのある人の支援を行う人）が障がいのある人より先に亡くなったり、高齢その他の理由により障がいのある人への支援が出来なくなったりすることがあります。障がいのある人とその保護者も、いつか保護者がいなくなってしまうという不安を抱えて生活しています。この、いわゆる「親亡き後」問題をも踏まえたサービス提供体制のあり方や支援体制の充実が課題となっています。

【主要施策】

①相談支援体制の充実

- ・障がいのある人が身近な地域で自らの望む生活を営むために、気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けることができる体制整備を推進します。
- ・地域における身近な相談相手である障害者相談員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
- ・地域自立支援協議会において、地域課題を共有し、協議することで地域全体のネットワークづくりを行い、相談支援体制の充実に努めます。

②福祉サービスの充実

- ・障がいのある人の安定した地域生活を支援するため、必要とされる福祉サービスの充実に努めます。
- ・サービス提供基盤の充実を図るため、近隣市町やサービス提供事業者との連携によりサービスの確保に努めます。
- ・緊急時の受け入れについて、医療機関や福祉施設等と連携を図り、地域生活支援拠点等として、関係機関が協力した支援体制の整備に努めます。
- ・日常生活用具給付や補装具費支給等の制度周知を図り、利用促進に努めます。

③情報提供体制の充実

- ・各種広報媒体やICTを活用し、福祉サービスや制度の周知に努めます。

- ・視覚や聴覚に障がいのある人や外出が困難な人等、情報を入手しにくい人が必要な情報を得られるように、さまざまな障がいの種類に配慮した情報伝達手段の充実に努めます。

(2) 保健・医療の充実

【現状と課題】

保健・医療は、すべての人にとって健康で安心して心豊かな人生を送るための重要な要素です。障がいのある人には、定期的な通院を必要とする人も多く、障がいのある人の保健・医療は健やかな暮らしを送るうえでとても重要です。また、障がいを軽減するリハビリテーションも重要です。

松野町では、「森の国まつの健康づくり計画」に基づき、生まれたときから、誰もが健やかで心豊かな生活が送れるよう、地域と行政が一体となった健康づくりを推進しています。

疾病の早期発見・早期治療、疾病に伴う障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がいのある人それぞれの保健・医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めていきます。

【主要施策】

①障がいの早期発見・早期治療と原因となる疾病の予防

- ・障がいの要因ともなりうる生活習慣病の予防に向けて、特定健診の実施とその後のフォロー体制の充実に努めます。

- ・健診の1ヶ月後を目安に健診結果報告会を実施し、健診結果に基づいて身体の状態や検査値について説明し、「生活習慣」「栄養」「運動」等についての情報を提供します。

- ・特定健診の未受診者に対し訪問等での受診勧奨を行います。

- ・乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査を実施し、心身の障がいに対する早期の対応に努めます。

- ・乳幼児健診後に、保育所等を訪問し連携強化に努めます。

②医療・リハビリテーションの充実

- ・近隣市町や医療機関等と連携し、広域的な医療・リハビリテーション体制の整備に努めます。

- ・医療機関や訪問看護事業所等と連携し、医療的ケアを必要とする人が在宅や身近な地域で適切な医療を受けられる体制の充実に努めます。

- ・自立支援医療制度や重度心身障がい者医療費制度等についての周知に努め、必要な医療・リハビリテーション等の利用促進を図ります。

③精神保健福祉の充実

- 相談窓口として「こころの健康相談日」の周知に努めます。
- 町内中学校において思春期教室を実施し、思春期に合わせたこころの健康づくりに努めます。
- 保健所や関係医療機関と連携し、入院患者の地域生活移行における包括的支援の充実に努めます。
- 精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、関係者による協議を行います。

④難病患者等への支援の充実

- 保健所と連携し、難病患者等やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。
- 難病患者等について、個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

2 自分らしく生き生きと暮らす

(1) 子どもへの支援

【現状と課題】

障がいのある子どもや支援を必要とする子どもが健やかに成長していけるよう、その子どもの発達を促しさまざまな能力を育てるために、できるだけ早期のうちに周囲の理解を得ながら適切な療育や支援を受けることが重要です。

また、保護者にとって、子どもの病気や障がいに対する悩みを抱えながら育児を行うことは大きな不安が伴います。時には障がいの受容が難しいことから周囲の支援や助言を受け入れられないこともあります。保護者の気持ちを理解するとともに、保護者へのサポートも必要となります。

発達障がいへの認識が進んでいることや、医療的ケアが必要な子どもなど、支援内容の専門性や多様化が求められることから、保護者へのサポートも含めた早期支援体制の構築に努めます。

また、子どもの能力や一人一人の状態に応じた教育の充実を図るとともに、ニーズに沿った就学や進路が選択できるよう、情報提供や相談支援を行います。

【主要施策】

①妊娠期から切れ目のない支援の充実

- ・子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- ・妊婦訪問、新生児・2ヶ月児訪問を行い、妊娠期から切れ目のない関わりを持っていきます。
- ・乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査を実施し、心身の障がいに対する早期の対応に努めます。（再掲）
- ・すべての子どもに対し切れ目のない支援を行うため、森の国すこやかリレーノートの活用を図り、また、利用しやすくするための改善に努めます。
- ・地域における身近な相談相手である障害者相談員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。（再掲）
- ・支援を必要とする子どもとその家族に対し、子育て支援体制の充実に図り、ペアレント・メンターを活用した相談支援体制の充実に努めます。
- ・支援を必要とする子どもの療育の場の充実に努めます。
- ・町立保育所において、必要に応じた加配保育士の配置に努めます。
- ・医療機関や療育機関との連携を深め、保育士の障がいに対する専門性の向上を図ります。
- ・医療的ケアを必要とする子どもが地域で安心して暮らしていける体制の整備に努めます。
- ・家庭・教育・福祉が連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

②学校教育の充実

- ・支援を必要とする子どもに対する合理的配慮については、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、充実に努めます。
- ・ICT 機器の利用を含め、支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画及び森の国すこやかリレーノートを活用し、関係機関と連携した切れ目のない適切な支援に努めます。
- ・保育所等と連携し、保護者への十分な情報提供を行い、就学時の教育相談の充実に努めます。
- ・教職員の特別支援教育及び合理的配慮に対する知識・認識を高め、指導力を向上させる研修の充実に努めます。
- ・必要に応じて学校生活支援員を配置し、通常学級、特別支援学級でのきめ細かな支援体制の充実に努めます。

(2) 雇用・就労、安定的な生活への支援

【現状と課題】

就労は、社会的・経済的に自立するために重要な条件です。

アンケート調査では、20%程度の方が障がいが理由で働けないと回答しており、就労希望がありながら働けていない人が一定数いる結果となりました。また、悩み事や将来について不安に思う事についての調査項目では、健康や災害対策と並んで経済的な不安が上位に入っています。

障がいのある人が就労を実現するためには、職業訓練、就労先の開拓や情報提供だけでなく、就職後のフォローとして職場定着支援や相談支援等による生活全般への支援も必要であり、身近な地域で就労と生活を総合的に支援することが求められています。また、障がいのある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

福祉的就労の場についても、情報を収集してその周知を図るとともに、身近な地域における就労や日中活動の場を確保するため、サービス提供の充実に促進するとともに、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスを優先的に購入（調達）し、活動を支援していくことも大切です。

また、就労促進と併せて、経済的な不安の解消のために、障がいのある人が利用できる制度の周知に努める必要があります。

【主要施策】

①雇用の促進

- ・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を図りながら、障がいのある人の雇用、就労の促進に努めます。

- ・公的機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、職域の拡大を図ります。
- ・ハローワーク等関係機関との連携を図りながら、障がい者雇用に関する各種助成制度の周知に努めます。
- ・障がいのある人が働きやすい職場づくりのため、企業・雇用主への理解の促進を図ります。

②福祉的就労の推進

- ・近隣市町と連携を図りながら、就労継続支援 B 型事業所等、一般就労が困難な障がいのある人の働く場の確保に努めます。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達に努めます。

③安定的な生活への支援

- ・障害年金などの公的年金制度や、各種手当等の生活安定制度について、町の広報誌やホームページ等を通じて制度の周知に努めます。
- ・所得税や住民税の控除、自動車取得税、軽自動車税の減免等のほか、JR、バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知に努めます。
- ・心身障害者扶養共済制度の周知を図り、加入促進に努めます。
- ・町が所有・管理する施設の利用等にあたり、障がいのある人にとっての必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。
- ・社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付制度について、周知に努めます。

3 地域でともに支え合う

(1) 人にやさしいまちづくり

【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で暮らしていくためには、その周囲を取り巻く環境が重要であり、施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進、外出や移動を支援するサービス等、さまざまな視点からまちづくりを進める必要があります。また、災害時にも安心できる生活環境を整えていくことも重要です。

アンケート調査でも、全体の35%程度の人が災害時の不安を悩み事として回答しており、障がい特性に配慮した避難所や支援者の確保が課題としてあげられます。

今後も生活空間のバリアフリー化の推進に取り組むとともに、障がいのある人が地域社会において安全・安心に生活することができるよう、地域における防災対策や災害時支援体制の整備、さらには防犯対策など、地域包括ケア体制と連動したまちづくり推進する必要があります。

【主要施策】

①生活空間のバリアフリー化の推進

- ・公共施設等においては、誰もが使いやすい施設となるようにユニバーサルデザインに基づいた整備を推進します。また、トイレについては、多目的トイレの設置を進めます。
- ・公共施設等における多目的トイレ等のバリアフリー情報については、ホームページや広報等に掲載し、広く周知を図ります。
- ・障がいのある人が住み慣れた自宅で、安全で快適に生活できるよう、日常生活用具の給付や住宅改修などの助成制度の周知を図り、利用促進に努めます。

②移動・交通対策の充実

- ・バス、タクシー事業者に対して、障がいのある人に対応した低床バス、リフト付きタクシー等の導入を働きかけます。
- ・障がいのある人、高齢等の理由で歩行が困難な人、けが等で一時的に歩行が困難な人等に対して、パーキングパーミット（利用証）を交付します。
- ・施設等の身体障がい者用駐車場及びプラスワン駐車場の適正な利用を働きかけるとともに、パーキングパーミット制度について普及啓発に努めます。

③防災対策の推進

- ・避難行動要支援者の名簿の作成を推進するとともに、災害発生時に名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。
- ・地域の支援者の協力を得ながら、避難支援個別計画の策定を推進します。

- ・住民相互のさりげない見守り活動である、「森の国まつの・ききされネットワーク」の推進を図り、地域力の向上に努めます。
- ・障がいの特性や必要な配慮に対応できる福祉避難所の確保に努めます。
- ・町民に対して広く防災知識の普及や情報提供を行い、地域における防災や災害時の備えを推進します。
- ・自助・共助による地域防災力向上のため、自主防災組織の育成強化に努めます。
- ・防災訓練への参加を呼びかけ、さまざまな障がいを想定した避難訓練等を実施し、避難所運営マニュアル等へ反映することとします。
- ・ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発に努めます。

④防犯対策の推進

- ・広報等を通じて地域の防犯意識を高めるとともに、民生委員・児童委員等の見守り活動や防犯パトロール等の地域における活動を促進します。
- ・住民相互のさりげない見守り活動である、「森の国まつの・ききされネットワーク」の推進を図り、地域力の向上に努めます。（再掲）
- ・消費者被害防止のため、電話による詐欺、悪質商法等について情報提供を図るとともに、消費生活相談窓口を設置し被害時の救済支援を図ります。

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自分らしく暮らせるためには、障がいについての正しい理解と、相互に人格と個性を尊重し合う中で権利が守られることが必要です。

しかしながら、アンケート調査でも、全体の17%の人が嫌な思いをしたことがあると回答しており、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が存在しています。今後も、広報・啓発活動、学校教育などを通じ、「障害者差別解消法」の理念の啓発に努め、地域全体で障がいに対する理解を深めていくことが重要です。

また、これからは、障がいのある人も支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をともにつくっていくことが大切です。

【主要施策】

①相互理解の促進

- ・障がい及び障がいのある人に対する正しい理解、また人権擁護の理解が深まるよう、さまざまな広報・啓発活動を行い、「心のバリアフリー」を推進します。
- ・ボランティア活動や福祉活動のPRを行い、町民の福祉に対する意識の醸成を図ります。
- ・町内における各種イベントに幅広い層が参加できるように、開催方法の検討及び各種広報媒体を通じた積極的なPRに努めます。

- ・町内小中学校において、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所と連携し、実体験を中心とした福祉教育を推進します。
- ・障がいのある人の社会参加を促進するために、障がいのある人がボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。

②障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・町民に対して障がいを理由とする差別解消の啓発を図ります。
- ・町職員に対し、「松野町における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」について周知を徹底します。
- ・障がいを理由とする差別や不当な扱いを受けた場合に適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実に努めます。
- ・国及び県との連携のもと、地域における合理的配慮の提供や身近な差別解消を促進するため、町民や企業等に対し、就労面などに関する差別的取扱い及び合理的配慮の事例の紹介、差別解消に関する啓発及び人権教育を行います。

③行政機関における配慮等（合理的配慮）

- ・窓口での対応や手続等において、障がいのある人一人ひとりの特性に合った説明や支援ができるよう、行政サービスにおける合理的配慮を推進します。
- ・投票所におけるスロープの設置などのバリアフリー化、郵便等による不在者投票の周知・利用支援など、障がいのある人がその権利を適正に行使することができるように、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

④障がい者（児）虐待の防止

- ・障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。
- ・自立支援協議会や地域ネットワーク会議など、関係機関との連携を図り、障がいのある人に対する虐待の防止に向けたネットワークの構築を推進します。
- ・虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導を行うなど適切な対応に努めます。

⑤権利擁護の推進

- ・社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）について、制度周知に努めます。
- ・成年後見制度について、わかりやすい周知・啓発に努めます。
- ・相談支援専門員やケアマネージャーと連携して、成年後見制度の利用が必要な人の把握や制度利用の支援に努めます。
- ・成年後見制度の円滑な利用に向けた体制整備を推進します。

第4章 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策

1 成果目標

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、令和5年度を目標年度として数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和元年度末	施設入所者数	6人	令和元年度末の施設入所者数

目標年度	項目	目標値	考え方
令和5年度末	地域生活移行数	1人 (16.7%)	令和元年度末時点の施設入所者数6人のうち、令和5年度末において6% (0.36人)以上の人を地域生活に移行する。
	施設入所者数	5人	令和5年度末の入所者数

【国の指針】

- 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各1回	各1回	各1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助	7人	7人	8人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人

【国の指針】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ・協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
- ・現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ・現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ・現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ・現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

松野町地域自立支援協議会で検討している地域生活支援拠点等について、機能の維持をしつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

【国の指針】

- ・地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

基準年度	項目	基準値	考え方
令和元年度末	一般就労移行者数	0人	令和元年度末

目標年度	項目	目標値	考え方
令和5年度末	一般就労移行者数	3人	令和元年度実績が0のため、地域の実情を考慮し設定。
内 訳	就労移行支援	1人	
	就労継続支援 A 型	1人	
	就労継続支援 B 型	1人	

【国の指針】

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。

【内訳】 就労移行支援：1.30倍以上、就労継続支援 A 型：1.26倍以上、
就労継続支援 B 型：1.23倍以上

②就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、3割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

【国の指針】

- ・一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者を7割以上とする。

③就労定着支援事業所の就労定着率

町内に就労定着支援事業所がないため、目標値の設定は行いません。

【国の指針】

- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

町もしくは圏域で児童発達支援センターを1か所設置します。また、保育所等訪問を利用できる体制を構築します。

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達センターを各市町村もしくは圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、すべての市町村もしくは圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

圏域及び近隣の事業所において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を確保します。

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村もしくは圏域に少なくとも1か所以上確保する。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を継続し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

町もしくは圏域で総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

県等が実施する研修や情報共有の場に職員が積極的に参加します。また、県等が行う事業者に対する指導監査等の結果を共有し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築を図ります。

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

2 障害福祉サービス及び障がい児通所サービスの必要見込量とサービス提供体制の確保の方策

障害者総合支援法に基づく自立支援給付並びに児童福祉法の各サービスについて、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス名	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの実績と必要見込量

種 類	実績値		実績見込	推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	40	67	71	75	81	81
重度訪問介護	時間	時間	時間	時間	時間	時間
同行援護						
行動援護	7人	3人	3人	3人	4人	4人
重度障害者等包括支援						

※数値は1ヶ月あたりの見込(「人」は実利用者数、「時間」は延べ利用時間数)

サービス提供体制の確保の方策

- ・居宅介護については継続した利用希望があることから、関係機関と連携を図り、体制の充実に努めます。
- ・重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、見込量には計上していませんが、申請があった場合は柔軟に対応していきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス名	実施内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
療養介護	医療が必要な人で、常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある人(児)を介護する人が病気の場合などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B 型	就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した方で生活面の課題が生じている場合に、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

日中活動系サービスの実績と必要見込量

種 類	実績値		実績見込	推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	369日	378日	393日	390日	400日	400日
	18人	18人	19人	19人	20人	20人
療養介護	3人	3人	3人	3人	3人	3人
短期入所	78日	60日	45日	48日	48日	60日
	6人	5人	3人	4人	4人	5人
自立訓練（機能訓練）	0日	0日	0日	0日	0日	0日
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0日	0日	0日	0日	0日	0日
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	0日	0日	20日	10日	10日	10日
	0人	0人	2人	1人	1人	1人
就労継続支援 A 型	80日	80日	81日	80日	80日	80日
	4人	4人	4人	4人	4人	4人
就労継続支援 B 型	297日	283日	296日	306日	324日	342日
	17人	16人	16人	18人	18人	19人
就労定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※数値は1ヶ月あたりの見込

サービス提供体制の確保の方策

- ・近隣市町と連携し、既存サービス提供基盤を引き続き確保するよう努めます。
- ・県と協力して情報提供を行うことなどにより、NPO法人等新たなサービス提供事業者が参入しやすいよう努めます。
- ・相談支援事業者やサービス提供事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。

(3) 住居系サービス

住居系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス名	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、主として夜間、食事等の介護や家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に対して、定期的な巡回訪問により、生活状況の確認、助言を行うとともに、相談・要請への対応も行います。

住居系サービスの実績と必要見込量

種類	実績値		実績見込	推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	19人	20人	19人	20人	21人	21人
施設入所支援	7人	6人	7人	6人	6人	5人
うち、18歳以上の障害児施設継続入所	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※数値は1ヶ月あたりの見込

サービス提供体制の確保の方策

- ・今後もサービス提供体制の確保のために、関係機関や事業者と情報を共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
- ・入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。
- ・日中サービス支援型共同生活援助については、地域に開かれたサービス提供体制となるよう、関係者間で情報共有に努めます。

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービス名	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する際に、本人や家族の状況を判断し、個々に応じたサービス等利用計画を作成したり、期間ごとに利用状況を検証し、計画の見直しなどを行います
地域相談支援 (地域移行)	障がい福祉施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、地域における生活に移行するために必要な住居の確保や相談などの支援を行います。
地域相談支援 (地域定着)	障がい福祉施設や精神科病院から退所・退院した人が、地域における生活を継続するために、常時の連絡体制を確保して緊急時などの相談や支援を行います。

相談支援サービスの実績と必要見込量

種類	実績値		実績見込	推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	39人	39人	42人	43人	43人	45人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	1人

※数値は1ヶ月あたりの見込

サービス提供体制の確保の方策

- ・障がい種別にかかわらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会への積極的な参加促進を図ります。
- ・すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、特定相談支援事業所の確保を図ります。

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援・障害児相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービス名	実施内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
医療型児童発達 支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画の作成を行います。

障害児通所支援・障害児相談支援の実績と必要見込量

種 類	実績値		実績見込	推計値		
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度
児童発達支援 (1ヶ月あたりの日数)	3人 14日	3人 11日	1人 6日	1人 6日	2人 12日	2人 12日
放課後等デイサービス (1ヶ月あたりの日数)	1人 19日	2人 30日	5人 78日	7人 105日	6人 90日	7人 105日
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型 児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	4人	5人	6人	8人	8人	9人

※数値は1ヶ月あたりの見込

サービス提供体制の確保の方策

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス提供体制の確保を図るとともに、引き続き適切な利用について、関係機関と協力していきます。
- 保育所等訪問支援については、利用できる体制を構築するとともに、十分な情報を提供できるよう努めます。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- 近隣市町、関係機関と連携を図り、サービス供給量の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき市町村が実施する事業で、必須事業と地域の特性に応じて実施する任意事業があります。町が実施する地域生活支援事業を行っていくほか、既存の事業や必要に応じて新規事業等を効果的に組み合わせて、障がいのある人の地域生活を支援します。

町が実施する地域生活支援事業について、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 地域生活支援事業の内容

事業名	内容
【必須事業】 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発を行います。
【必須事業】 自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
【必須事業】 相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
【必須事業】 成年後見制度利用支援事業	身寄りがいないなどの理由で法定後見の申立てができない重度の知的障がいまたは精神障がいのある人で障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする方等に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の補助を行います。
【必須事業】 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
【必須事業】 意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とのコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を行います。

事業名	内容
【必須事業】 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい等のある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
【必須事業】 日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活上の便宜を図ります。
【必須事業】 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出の際の移動を支援します。
【必須事業】 地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会などを提供し、地域生活の支援を行います。
【任意事業】 日中一時支援事業	障がいのある人等に日中における活動の場(施設・事業所等で預かり)を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守り、社会に適應するための日常生活訓練などを行います。
【任意事業】 自動車免許取得事業	障がいのある人に対し、自動車運転免許の取得に直接要する経費の3分の2(上限額10万円)を1人につき1回助成します。

(2) 地域生活支援事業の必要見込量と確保策

事業名	単位	実績見込	目標値			
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
①理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	
②自発的活動支援事業	有無	無	有	有	有	
③相談支援事業						
相談支援事業所	箇所	2	2	2	2	
④成年後見制度利用支援事業	人数	0	0	1	1	
⑤成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	有	有	
⑥意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	0	1	1	1	
⑦手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有	
⑧日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	件数	1	0	1	0	
自立生活支援用具	件数	0	1	1	1	
在宅療養等支援用具	件数	0	1	1	1	
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2	2	
排せつ管理支援用具	件数	18	20	23	25	
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	0	1	1	1	
⑨移動支援事業	人数	0	1	1	1	
	時間	0	8	8	8	
⑩地域活動支援センター機能強化事業	箇所	0	0	0	0	
⑪日中一時支援事業	人数	4	4	5	5	
⑫自動車免許取得事業	人数	0	1	1	1	

※数値は年間の見込（「人数」は実利用者数、「時間数」は延べ利用時間数）

①理解促進研修・啓発事業

広報まつの、町ホームページ等を活用して、障がいに関する情報等の啓発・広報活動の推進に努めます。

②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族が行う自発的活動に対して、情報提供などの支援ができるよう検討します。

③相談支援事業

相談支援機関や福祉サービス事業所等と連携を図り、身近な相談支援体制の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

現在実施していませんが、今後の需要に応じて検討をしていきます。

⑥意思疎通支援事業

松野町手話通訳者等派遣事業実施要綱に基づき実施します。

⑦手話奉仕員養成研修事業

宇和島市・鬼北町・愛南町・松野町の1市3町連携事業である「宇和島圏域手話奉仕員養成事業」により、手話奉仕員の養成に努めます。

⑧日常生活用具給付等事業

障がいの特性に応じた日常生活用具の給付・貸与に努めるとともに、対象用具について必要に応じて見直します。

⑨移動支援事業

現在利用者はいませんが、希望者のニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

現在実施していませんが、今後の需要に応じて検討をしていきます。

⑪日中一時支援事業

利用者の状況に合わせ適切な利用ができるよう、普及啓発に努めます。

⑫自動車免許取得事業

社会参加を促進することを目的として支援に努めます。

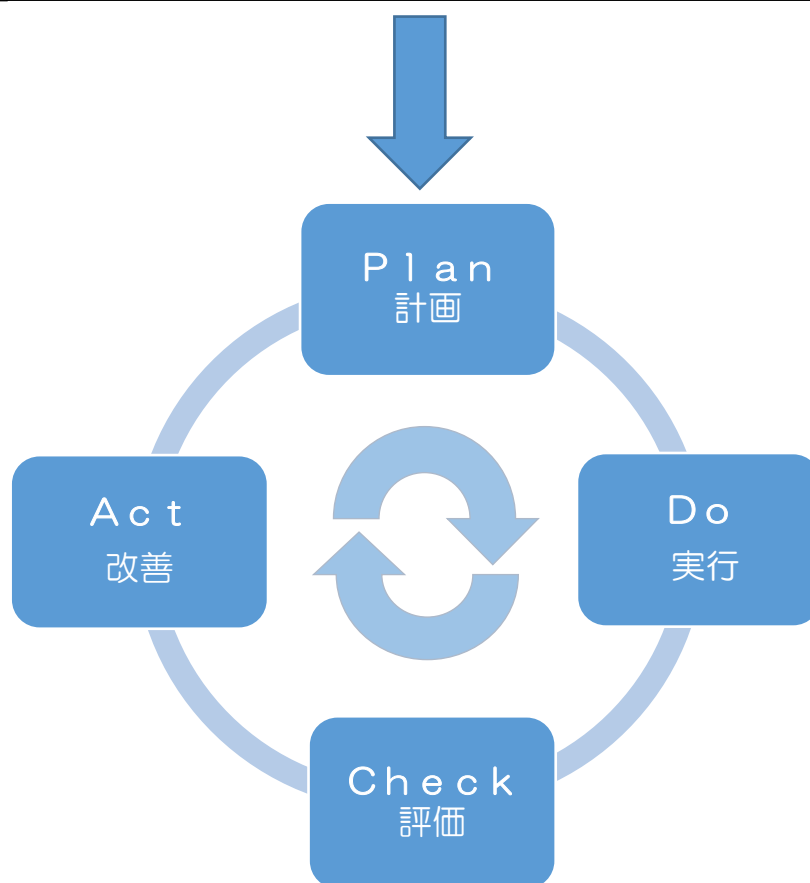
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は計画に定める事項について、分析及び評価を行い、その結果に基づいて改善していく「PDCA」のサイクルが必要です。

町においては、松野町地域自立支援協議会を通じて分析と評価、改善策の検討を行います。

基本 指 針	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標・ サービス提供体制に関する見込量の見込み方
-----------	---



PDCA サイクルとは

さまざまな分野・領域における業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

松野町地域自立支援協議会設置要綱

制定 平成21年1月5日訓令第1号

改正 令和2年3月27日訓令第10号

(設置)

第1条 町が行う相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを協議するため、松野町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画等の進捗管理に関すること。
- (6) 地域の障害福祉に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会資源や地域における権利擁護、相談支援事業等障害福祉サービスを担う関係者
- (2) 障害者当事者団体又は家族団体の代表者
- (3) 保健・医療機関、教育機関、雇用関係機関の職員
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

松野町地域自立支援協議会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
社会資源や地域における権利擁護、相談支援事業等障害福祉サービスを担う関係者	障害者支援施設フレンドまつの	兵頭 勝仁	
	障害者支援施設ライフまつの	谷口 尚	
	フレンドホーム	岡 秀久	
	グループホームひだまり	牧野 多恵	
	松野町社会福祉協議会	太場 康仁	
	相談支援センターまつの	谷口 雅史	
	相談支援事業所なないろ	高田 香織	副会長
障害者当事者団体又は家族団体の代表者	松野町身体障害者福祉協議会	岩城 義治	
保健・医療機関、教育機関、雇用機関の職員	松野町国民健康保険中央診療所	野間 章裕	
地域ケアに関する学識経験を有する者	松野町民生児童委員協議会	曾根 藤光	
その他町長が必要と認める者	松野町知的障害者相談員	竹内 妙子	
関係行政機関の職員	松野町教育課	井上 靖	
	松野町保健福祉課	渡森 昭子	会長

用語解説

ICT 機器

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術と訳される。パソコンだけでなく、スマートフォンなど、さまざまな形のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

【あ行】

医療的ケア

吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動または手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌液を吸引すること。注入とは、呼吸障がい、接触障がいなどがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。

【か行】

共生社会

人種や性格、性別、学齢、年齢に関係なく、それぞれの人たちがお互いに尊重して支え合い、多様な価値観を認め合う全員参加型の社会のこと。

ケアマネージャー

正式名称は「介護支援専門員」。要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じ、介護サービスを受けられるように介護サービス等の提供についての計画（ケアプラン）の作成や、市町村・サービス事業・施設、家族などとの連絡調整を行う人。

合理的配慮

障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としているとの意思表示があった場合に、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個別の状況に応じ、必要かつ合理的な配慮をすることであり、その実施に伴う負担が過重ではないもの。

心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

実現にあたっては、①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「社会モデル」を理解すること、②障がいのある人（及びその家族）への差別を行わないよう徹底すること、③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションをとる力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことが重要。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的として、各自治体で設置されているセンター。松野町では、保健センター内に松野町子育て世代包括支援センター「まつぼっくり」を設置し、相談等に応じている。

個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適切な対応が行えるよう、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校の教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、具体的な個別の指導目標や内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

【さ行】

障害者権利条約

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めている条約。2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効した。日本は、2007年9月28日に署名し、2014年1月20日に批准した。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。就職を希望する障がいのある人、あるいは在職中の障がいのある人が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、支援を行う。

松野町では、「南予圏域 障害者就業・生活支援センターきら」（宇和島市）が利用できる。

障害者相談員

身体障害者福祉法に規定された「身体障害者相談員」と、知的障害者福祉法に規定された「知的障害者相談員」がある。いずれも身近な地域で障がいのある人やその家族からの相談に応じている。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度。

成年後見制度

認知症、知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な人（本人）に代わり、財産管理や身上監護（入院・退院、施設入所・退所、サービス利用などの手続き）についての契約などを行い、本人が安心して生活できるよう保護・支援する制度。

相談支援専門員

障がいのある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する人。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。

【は行】

パーキングパーミット

県内の公共施設などに設置された身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象者に県内共通のパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、歩行困難者の方々に配慮した福祉社会づくりを推進する制度。

福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。労働者としての権利や最低賃金は保障されず、あくまでも施設の利用者という立場にとどまる。

福祉避難所

災害時に介護の必要な高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリーが図られた避難所のこと。

ペアレント・メンター

発達障がい児の子育て経験のある親で、その育児経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

ヘルプカード

緊急時や災害時の対応、日常生活の困り事など、障がい特性に応じた支援を受けやすくするため、事前に必要な支援や配慮を記載し、携帯するカード。

ヘルプマーク

障がいや疾患などにより、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な助言を行い、社会福祉の増進に努める人。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う「児童委員」を兼ねている。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

森の国すこやかリレーノート

妊娠期から就学期までの子育ての記録や相談内容などを綴ることができるファイルノート。保護者が管理し、子どもに関わる機関（保健センター、保育所、学校、支援機関等）が情報を共有でき、よりよい子育て支援につなげることを目的としている。母子健康手帳の交付と同時に渡している。

森の国まつの・ききされネットワーク

「見守りを要する方」（高齢者のみの世帯、認知症高齢者、障がいのある人及びその家族）を、地域（隣近所、民生委員等）でさりげなく見守り、住民の安全・安心の確保と安否の早期確認を目的として構築されたネットワークのこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

松野町障がい者福祉計画

(障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

発行年月：令和3年3月発行

発行：愛媛県松野町

編集：保健福祉課

〒798-2102

松野町大字延野々1406番地4

電話：(0895) 42-0708

F A X：(0895) 42-1550